

水道係からのお知らせ



知内浄水場（ラベンダー）

1. 水質検査（検査計画） 及び 検査項目・結果 について

町では、おいしい水を毎日安心して利用していただくために、定期的に水質検査を行っています。

1) 法令で検査が義務付けられている項目

- ・ 毎日検査項目（ 3項目） 色・濁り・消毒の残留効果（残留塩素）
- ・ 水質基準項目（51項目） 一般細菌・大腸菌・無機物・重金属・一般有機物
・ 消毒副成物・着色・味・発泡・カビ臭・臭気
・ pH等基礎的性状

2) 水質検査の実施

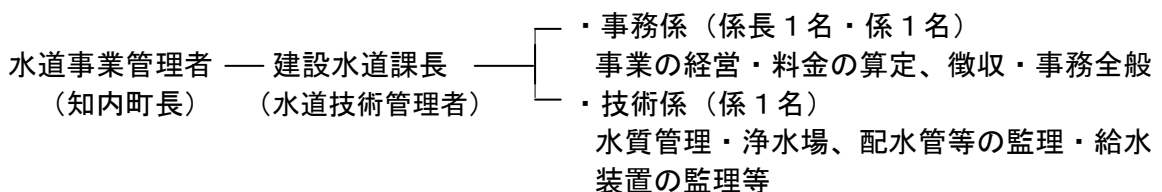
毎日行う基礎的な検査（3項目）は水道課の職員が行い、水質基準項目（50項目）は民間の水質検査機関に委託し、実施しています。

3) 水道水のろ過方式

知内・小谷石・湯の里浄水場は、河川表流水を水源としており、ろ過方式は緩速ろ過方式で行っています。この方式は、ゆっくりした速度でろ過を行い生物膜といわれる微生物等によって分解・細菌の捕食作用で浄化する方法で、水源がきれいであれば出来ず、また、この方式で作られた水は、安全でおいしいと言われています。

2. 水道事業の管理体制について

水道課の職員は4名で、緊急的な水道管事故等の修理は水道工事事業者と連携を取り修理を行っています。管理体制は次のとおりとなっています。



3. 水道事業の経営状況について（平成22年度予算より）

水道事業は、皆さんに利用して頂いている水道料金の収入で経営しています。利益については、老朽化した施設整備の資金として使用しています。
経営の状況 につきましては、次のとおりとなっています。

1) 収益的収入及び支出について

単位：千円

収益的収入		22年度予算	収益的支出		22年度予算
営業	給水収益	112,802	営業	人件費	37,485
	他会計負担金	402		物件費	20,076
	その他営業収益	344		原価償却・資産減耗費	31,487
			業	その他	1
営業外	受取利息及び配当金	1,844	営業外	支払利息	4,699
	他会計補助金	241		繰延勘定償却	0
	雑収益	33		雑支出	101
合計		115,666	合計		93,849

3) 貸借対照表について

単位：千円

資産の部		負債の部	
固定資産	1,814,038	流動負債	2,754
流動資産	137,419	資本の部	
		資本金	391,227
		剰余金	1,557,476
資産の合計	1,951,457	負債・資本の合計	1,951,457

水道会計の資産の合計は19億5千万円で、そのうち借入金は企業債の1億3千9百万円となっています。

4. 水道料金について

水道料金（平成19年3月31日現在）の全道平均は2,171円/10m³、最高は、3,181円/10m³、最低は745円/10m³です。知内町の水道料金は1,740円/10m³となっており、全道で33番目、超過料金110円/m³は3番目の低料金となっています。

水道料金表及びメーター使用料

	基本料金		超過料金 1m ³ につき	メーター使用料 1ヶ月につき	
	水量	料金			
一般用	使用水量 8m ³	1,240円	110円	13mm	280円
				20mm	350円
団体用	使用水量 8m ³	1,240円	110円	25mm	360円
				30mm	540円
共用	1世帯につき 8m ³	1,240円	110円	40mm	550円
				50mm	2,150円
臨時用	使用水量 8m ³	4,000円	300円	75mm	2,430円
				150mm	9,870円

5. 給水装置工事の施工について

給水装置工事は、直接皆様方の健康に係ることから町で指定した信頼の持てる業者、『指定給水装置工事事業者』でなければ工事の施工が出来ない事となっています。

町では、『指定給水装置工事事業者』を町内・外合わせて16社指定していますので工事のさいは、『指定給水装置工事事業者』に依頼してください。

知内町指定給水装置工事事業者一覧

事業者名	住 所	電 話
(株)岡田商会	上磯郡知内町字重内4番地	01392-5-5114
(有)松崎衛生設備	上磯郡知内町字上雷112番地	01392-5-6001
工藤設備	上磯郡知内町字湯の里62番地5	01392-6-2208
福井住宅設備	上磯郡知内町字元町301番地	01392-5-6749
(株)内外工業	函館市中道1丁目27番地12号	0138-54-7967
池田暖房工業(株)	函館市昭和2丁目37番地18号	0138-41-8506
(有)菅野設備	北斗市東浜2丁目11番24号	0138-73-6926
大勇建設(株)	北斗市清川630番地	0138-73-7818
(有)加我住建	函館市西旭岡町3丁目30番地2号	0138-50-3985
(有)宮崎設備	函館市神山町目30番地1号	0138-54-6235
(有)都市設備工業	函館市港町3丁目13番2号	0138-43-2243
太光設備工業(株)	函館市中道1丁目8番16号	0138-52-7748
(株)大森組	上磯郡木古内町字本町83番地	01392-2-2600
(株)アイカ設備	函館市日乃出町3番26号	0138-53-3968
(有)森配管工業所	函館市桔梗2丁目27-40	0138-47-8661
堀設備(株)	函館市富岡町1丁目15-3	0138-41-2288



(写真：知内浄水場ラベンダーと芝桜)

6. こんなことでお困りになったことはありませんか？
1. 朝の使い始めなどに少しだけ赤い水が出る。
家の中の配管や蛇口などに、長時間水が滞留していたために発生した鉄さびなどが流れ出たもので、しばらく水を出しておくことで澄んだきれいな水になります。
 2. いつも赤い水が出る。
家の中の配管全体に鉄さびが発生しているため、家の中の配管を取り替える必要があります。この場合は役場水道課にご相談ください。
 3. それまで異常がなく、突然赤い水がではじめた。
急激な水の流れの変化により管に付着した鉄さびが流れでたり、水道工事に伴う断水などによる影響が考えられます。しばらく様子を見てください。長引くようでしたら、役場水道課に連絡ください。
 4. 蛇口から白く濁ったような水が出てきた。
水道管の中に入った空気が、無数の小さな泡となって水の中に混じったものです。しばらく置いておくと、泡は消えてきれいになります。そのまま使っても差し支えありません。しばらく置いて白く濁ったままのときは役場水道課に連絡してください。

5. 水道の水が塩素（カルキ）臭い。

水道の水を安全な飲料水にするため、塩素による殺菌を行っています。水道法で、配水管末端で0.1mg/L以上と定められています。町では0.2mg/Lで注入しています。

どうしても塩素の臭いが気になる場合は、いったん水を沸騰させると臭いはなくなります。

6. 水道の水が灯油臭い。

灯油タンクからの漏油や灯油配管の破損などによって土中の水道管（ポリエチレン管）が灯油で浸されて、水道水に灯油臭がついたと思われます。油が浸透した土を取替え、臭いが消えるまで水を流してください。場合によっては原因箇所の水道管の取替えが必要となります。

7. 金属的な臭いや味がする。

家の中の配管に鉄・亜鉛・銅などの金属が使用されている場合、朝出し始めなど管の中に水が長時間滞留した後は、これらの金属の臭いや味がついていることがあります。鉄が原因である場合は渋味が、亜鉛が原因である場合は苦味を感じます。長い時間滞留した水はしばらく放水してから利用してください。給水管の老朽化が激しい場合は、取替えが必要です。

8. やかんや蛇口、加湿器の口などに白いものがつく。

水道水が蒸発した後に残ったミネラル分です。水道水中にはミネラル分（カルシウム、マグネシウムなど）が含まれています。これらは水分が蒸発すると後に残るため、やかんや蛇口、加湿器の吹き出し口などの水の蒸発・乾燥が繰り返される部分に白く付着していきます。やかんに水を継ぎ足しながら使用していると生じやすくなります。付着した部分を度々洗浄しながら使用してください。加湿器の場合は、周囲に水滴が飛び散っていますので、周囲の家具なども含めてこまめに手入れしてください。

7. その他

水質検査の結果、及び水道事業会計の内容等について、詳しく知りたい方は水道課で閲覧することが出来ます。また水道のことでお困りになったときは、水道課まで、お気軽に相談してください。（☎10392-5-6161 内線 75）



知内浄水場